

議員提出第11号

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める
意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月24日

提 出 者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛 成 者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 岩田 京子

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

学校体育館へのエアコン設置にかかわる
緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害等大規模災害などの避難所となっている学校体育館へのエアコン設置の要望が高まり、埼玉県内でも計画的な整備に着手しようとする自治体が増えています。

この事業を進めるうえで、緊急防災・減災事業債は、①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入、の二点が地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっています。

しかしながら、この事業債は、2020年（令和2年）度に終了予定となっており、事業計画策定のうえで大きな不安材料となっています。当市においても、体育館へのエアコン設置はこれからであり、事業債の対象期間の継続が切に求められているところです。

よって、政府におかれましては、地方公共団体にとって喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組めるように、「東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度（令和2年度）まで」とされている緊急防災・減災事業債の対象事業年度を2020年度以降も継続できるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣